

項 目	2 こどもの権利擁護の取組について
答弁者	健康福祉部長
質問要旨	<p>児童相談所の子供の意見聴取等の義務や意見表明等を支援する事業を盛り込んだ改正児童福祉法が本年4月に施行された。</p> <p>これまでの、子供は「弱くて大人から守られる存在である」という発想を転換し、困難を抱える子供を支援する最前線と言える児童相談所において、一時保護や施設入所などの際に、子供の意見を尊重し、権利擁護を図る取組を更に進めるべきと考える。</p> <p>また、児童養護施設や里親に養育されている子供は、自分自身の処遇や施設での不満など、自分の意見を職員等に言えない場合が少なくないと考えられ、子供との信頼関係を築いた第三者がその意見を聴きとり、関係する大人たちに伝える仕組みの構築が求められている。</p> <p>アドボカシーとは、弱い立場にある人の生命や権利、利益を擁護して代弁することで、「子どもアドボカシー」の必要性が高まり、県内でも民間による子どもアドボカシーセンターが静岡市と浜松市で設立された。</p> <p>素直に本心と話することができる安心感や、自身の思いが受け入れられるという経験が、子供が幸せな生活を送る上で大変重要であると考えますが、本県における社会的養護を必要とするこどもの権利擁護の取組について伺う。</p>

<答弁内容>

こどもの権利擁護の取組についてお答えいたします。

県では、これまでも一時保護や施設入所の際、こどもの権利擁護や面接技法を学んだ児童相談所職員が、必ず本人の希望や思いを確認しておりますが、今年度からは、児童相談所職員が使用する子供の援助方針検討資料に子供の意見や意向の確認欄を明確に設けて、援助方針の決定の際に、より丁寧に子供の意向を反映することに努めております。

第三者による意見聴取等につきましては、児童相談所等との独立性を確保しながら子供との信頼関係を築き、子供の意見を適切に児童相談所等に伝え、代弁するアドボカシーとしての意見表明等支援員を設置します。また、子供が要望や改善の申立てを行った場合に、県社会福祉審議会において調査審議を行う仕組みを構築いたします。

加えて、子供自身の制度に対する理解を高めるため、「子どもの権利ノート」を改訂し、意見表明等支援員の役割や自分の気持ちの伝え方を具体的に記載するほか、権利に関するカードゲーム等、楽しみながら子供の権利について学べる取組を進めてまいります。

今年度は、第三者の意見聴取について、児童養護施設等の2施設を対象に意見表明等支援員を派遣するモデル事業を実施しております。今後、実践と検証を踏まえ、県内全ての施設に順次広げ、社会的養護を必要とする子供の最善の利益の実現を図ってまいります。